

今の特集

1. 2022年4月 健康保険・介護保険料率発表
2. 2023年4月 中小企業法定割増賃金率の引き上げ
3. 2025年4月 高年齢雇用継続給付支給率引き下げ

2022年4月1日 健康保険・介護保険料率発表

全国健康保険協会（協会けんぽ）から2022年3月分（4月納付分）の健康保険料率及び介護保険料率の改定が発表されました。厚生年金保険料率は18.3%から変更はありません。介護保険料率は全国一律ですが、1.8%から1.64%に引き下げられました。

引き上げとなった地域は29あり、引き上げ率最大となったのは島根県（10.03%→10.35%）、佐賀県（10.68%→11.00%）で、共に0.32%の引き上げとなりました。引き下げ率最大は、石川県（10.11%→9.89%）で、0.22%引き下げとなりました。

保険料率は都道府県ごとにかかった医療費を元にして決定されています。九州地方は人口当たりの病床数が多く、人口全体の入院費が高くなりやすい傾向があります。結果として一人当たりの医療費が高くなり、高い保険料率に繋がっているようです。協会けんぽをご利用の方はお住いの都道府県の保険料率をご確認ください。

令和4年度保険料率TOP5

	県名	保険料率	前年度の料率(順位)
1	佐賀県	11.00%	10.68%(1)
2	鹿児島県	10.65%	10.36%(3)
3	大分県	10.52%	10.30%(4)
4	長崎県	10.47%	10.26%(9)
5	熊本県	10.45%	10.29%(5)

2023年4月1日 中小企業法定割増賃金率の引き上げ

1ヶ月の時間外労働が60時間を超えた場合の法定割増賃金を50%以上に引き上げる改正は、2023年4月以降、中小企業にも適用されます。

【改正のポイント】

- ・1ヶ月の起算日からの時間外労働時間数を累計し60時間を超えた時点から、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。
- ・割増賃金率及び1ヶ月の起算日については「賃金決定、計算及び支払いの方法」に該当するので、就業規則に規定する必要があります。

・深夜割増賃金との関係

深夜（22:00～5:00）の時間帯に月60時間を超える労働を行わせた場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

例) 時給¥1,000の場合

$$\begin{aligned} & \textcircled{O} \quad ¥1,000 \times 75\% = ¥1,750 \\ & \textcircled{\times} \quad (¥1,000 \times 25\%) \times 50\% = ¥1,875 \end{aligned}$$

・施行日をまたぐ1ヶ月について

施行日である2023年4月1日からの時間外労働を累積し計算します。「60時間」の計算における1ヶ月を毎月21日～20日としていた場合は2023年4月1日～2023年4月20日までの時間外労働時間数が60時間を超えた部分について適用されます。

【代替休暇】

1ヶ月60時間を超えて時間外労働を行わせた労働者は、労使協定により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を与えることができることとなります。

・労使協定で定めるべき4つの事項

- ①代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ②代替休暇の単位
- ③代替休暇を与えることができる期間
- ④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払方法

代替休暇を取得した場合、代替休暇に対して支払われた賃金額に応じた時間外労働時間数に相当する引上げ分の割増賃金の支払いが不要となります。

★個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは労働者の意思により決定されます。

★代替休暇の制度を設ける場合には就業規則にその内容を規定する必要があります。

2025年4月1日 高年齢雇用継続給付の支給率引き下げ

2025年(令和7年)度に60歳に到達する方から、高年齢雇用継続給付の支給率が賃金額の最大10%に引き下げられます。前年度までに60歳に到達した方は現行の最大15%が適用されます。

【高年齢雇用継続給付とは】

60歳時点と比べ賃金額が75%未満に低下した際に支給される給付金です。高年齢者の就業意欲を維持し、65歳までの雇用継続を援助、促進する目的です。

【受給要件】

- ①60歳以上65歳未満の一般被保険者である
- ②被保険者期間が5年以上ある
- ③60歳時点と比べ、60歳以後の賃金が75%未満に低下している

【給付金額】

賃金の低下率によって支給率も変動しますので、ハローワーク発行「支給率早見表」をご覧ください。

改正の背景には、高年齢者雇用確保措置の進展があります。2019（令和元）年12月の「労働政策審議会職業安定分科会 雇用保険部会報告」で、「令和6年度までは現状を維持した上で、65歳未満の継続雇用制度の経過措置が終了する令和7年度から新たに60歳となる高年齢労働者への同給付の給付率を半分程度に縮小することが適当」としたことを反映しており、高齢化に伴って、定年再雇用や定年年齢の引き上げは積極的に進められていくと思われます。高年齢雇用継続給付がなくとも、高年齢者が活躍できる社会を目指していきたいですね。

これまで Web ブラウザとして広く使用されてきた Microsoft 社の Internet Explorer(以下、IE)について、2022年6月16日(日本時間)をもってサポートを終了することが発表されています。

サポート終了後に IE を起動しようとする、Microsoft Edge が起動するようになるとされており、IE のみで閲覧・動作が可能な Web サイト/Web アプリケーションが利用できなくなる恐れがあります。

Microsoft Edge では「IE モード」を使用することにより、IE ベースのコンテンツを引き続き閲覧することが可能ですが、同ブラウザの「IE モード」のサポートも 2029 年で終了する予定とされており、

企業では IE のサポート終了までに Microsoft Edge やその他のブラウザへ切り替えること、および使用・提供している Web コンテンツが IE 以外のブラウザでも動作することの確認、対応の実施が求められています。サポート終了日間に慌てることのないよう、事前にしっかりと準備をしましょう！

本件については 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) のサイトでも注意喚起、対策等の詳細情報が掲載されています。

Microsoft 社 Internet Explorer のサポート終了について

https://www.ipa.go.jp/security/announce/ie_eos.html

【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒065-8631

北海道札幌市東区北5条東8丁目1-33

TEL:011-351-3010